

# 「おこしやす京都 京歩きマップ」の作成及び配送業務仕様書

## 1 事業名

「おこしやす京都 京歩きマップ」の作成及び配送業務委託

## 2 事業の趣旨

本業務は、京都市を訪れる国内外の観光客及び修学旅行生に、まち歩きに適したマップを提供するため、実施するものである。

## 3 事業の期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで

## 4 事業概要

契約後速やかに「おこしやす京都 京歩きマップ」の裏表紙データの製作、地図更新確認・データ修正、マップの印刷及び本市が依頼する場所（市内）への配送を行う。

### (1) マップ

ア 部 数：30万部以上（うち、日本語版を24万部以上、広告欄『お茶の歴史』部分の英語版を3万部以上、広告欄『お茶の歴史』部分の中国語（繁体字）版を3万部作成すること。ただし、複数回データの修正を行う可能性がある。）

イ サイズ：B2サイズ（6面Z折り後、2つ折りなど利用者の利便性が高い折り方）、京都市が提供する見本以外に、さらに利便性が高いものを提案すること

ウ 内 容：京都市が提供する「おこしやす京都 京歩きマップ」のデータを使用すること

エ 裏表紙：京都市が提供する素材等を用いて誌面を作成すること

オ カラー：地図面は3色以上、広告面は4色以上を使用すること

### (2) マップの配送

本市が指示する配送先（概ね3箇所程度・市内）へ提案事業者からマップを配送すること

## 5 業務の内容

- ・ 裏表紙データの作成、地図更新確認・データ修正、マップの印刷及び納品に係る一切の業務
- ・ マップの配送は、本市が指示する配送先へ、配送依頼日を除き、原則2営業日以内に到着するよう発送すること
- ・ マップの納品は、本市が指示する倉庫等に提案事業者の負担により納品すること

## 6 事業実施の要件

次の要件をすべて満たしていること

### (1) 本市が定める要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること

イ 京都市契約事務規則第4条に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは第22条に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されているものであること

ウ 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条の1の規

定に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること

## 7 契約条件

### (1) 契約形態

委託契約とする。

### (2) 委託金額限度額

3,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### (3) 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）までとする。

### (4) 委託費の対象経費

物件費（デザイン費、地図更新確認・データ修正費、印刷費、梱包配送費、消費税及び地方消費税等）

### (5) 成果物

ア マップ30万部以上（うち、日本語版24万部、広告欄英語版3万部、  
広告欄中国語（繁体字）版3万部以上）

イ 版下データ一式（著作権・著作権は京都市に帰属するものとする。また、著作者人格権は行使しないこととする。）

ウ 実績報告書 紙ベースで2部提出のこと

### (6) その他

受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

## 8 委託業務の進行等

### (1) 業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、本市に届け出て承認を得るものとする。

### (2) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

## 9 その他

(1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行う。

(2) 本事業に係る会計実施検査が行われる場合は、協力すること

- (3) 受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- (4) 受託業務実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること
- (5) 円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。